

宿泊約款

第1条:適用範囲

1. 当宿泊施設（以下、「当施設」という）が、宿泊契約及びこれに関連する契約の締結を行う者（以下「宿泊者」という）との間で締結する契約は、この約款の定めによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条:宿泊契約の申込み

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出て頂きます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当施設が必要と定める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 宿泊の継続の申込みをした宿泊者は、再度当施設が宿泊者氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼した時は、直ちに提出するものと致します。
4. 宿泊者は、宿泊者と当施設との間の宿泊契約または宿泊予約の地位又は宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当施設が明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

第3条:宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものと致します。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当施設が指定する日までにお支払い頂きます。
3. 当施設が、インターネットサイト等に誤った宿泊料金を表示し、または電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の予約の申込みをされ、当施設が承諾した場合で、当該料金が当施設の通常の宿泊料金に比べて著しく低廉な料金であるときは、当該料金及び宿泊契約の予約の申込みの承諾、それに基づく宿泊契約は民法第95条に定める「錯誤による法律行為」として取り消す旨を通知することがあります。この場合、宿泊契約の予約を申し込んだ方が当該通知を受け取ったときをもって当該宿泊契約及び宿泊契約の予約申込みは取り消されます。

第4条:感染症予防対策への協力の求め

1. 当施設は、宿泊者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による感染防止対策への協力を求めることができます。

第5条:宿泊契約締結の拒否

1. 当施設は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款の定めによらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊者や施設の利用者が、次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する

暴力団（以下「暴力団」といいます。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき。

ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。

ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。

- (5) 宿泊者が、近隣住民及び当施設関係者に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 宿泊者が泥酔者で、近隣住民及び当施設関係者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは宿泊者が、近隣住民及び当施設関係者に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたとき。
- (8) 宿泊者が、当施設内で暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれら類似品の所持もしくは使用する恐れがあるとき。
- (9) 宿泊者が、宿泊約款または当施設内において当施設の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき。
- (10) 宿泊者が、特定感染症者であると明らかに認められるとき。
- (11) 施設の故障等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (12) 災害等緊急事態の発生等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (13) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (14) 宿泊施設にて喫煙が発覚したとき(客室クリーニング費用に要する全額を請求致します)。
- (15) 宿泊者が、SNS等に当施設又は当施設関係者に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当施設の運営の妨害、若しくは当施設及び当運営会社の信用及びブランドを毀損する行為を行ったとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は過去に同様な行為を行ったと認められるとき。
- (16) 宿泊者が、第2条に基づく依頼に対し直ちに応じなかったとき。
- (17) その他当施設を管轄する都道府県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

第6条: 宿泊者の契約解除権

1. 宿泊者は、当施設の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除するときは、当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊者は、当施設に申し出て、宿泊契約を任意に解約することができます。この場合当施設は、次表に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。

契約解除通知を受けた日	連絡なしの不泊	当日～5日前
違約金%	100%	最初の1泊は100% 2日目以降は50%

※ %は、基本宿泊料金及び付帯料金に含まれる、提携料金分の合計額に対する比率です。

※ 尚、提携する他事業者様が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が、上記違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受致します。

※ 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、上記に基づく、違約金額を収受致します。

3. 当施設は、宿泊者が当施設又は当施設関係者に連絡をせず、宿泊日当日の午後7時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することができるものとします。

第7条: 当施設の契約解除権

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

- (2) 宿泊者が次の（イ）から（ハ）に該当すると認められるとき
イ）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき。
ロ）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
ハ）法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (3) 宿泊者が、故意により当施設に損害を与えたと明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊者が、当施設、近隣施設、近隣住民及び当施設関係者に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたと認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 宿泊者が、泥酔者で、近隣住民及び当施設関係者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは宿泊者が近隣住民及び当施設関係者に著しく迷惑を及ぼす言動及び行為をしたとき。
 - (7) 宿泊者が、当施設内で暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれら類似品の所持もしくは使用する恐れがあるとき。
 - (8) 施設の故障等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 災害等緊急事態の発生等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
 - (11) 宿泊施設での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (12) 宿泊施設にて喫煙が発覚したとき(客室クリーニング費用に要する全額を請求致します)。
 - (13) 宿泊者が、SNS等に当施設又は当施設関係者に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当施設の運営の妨害、若しくは当施設及び当運営会社の信用及びブランドを毀損する行為を行ったとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は過去に同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (14) 利用申込人数以上で宿泊したとき。または、宿泊者として登録された以外の方が宿泊をしたとき。
 - (15) 宿泊者が、第2条に基づく依頼に対し直ちに応じなかったとき。
 - (16) 館内及び客室内で大声、放歌及び喧擾な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたり、また、とばくや公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。
 - (17) お支払い指定日にお支払いがないとき。
 - (18) 当施設の明確な承諾なく宿泊契約の地位または宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められたとき。
 - (19) 宿泊者が、特定感染症者であると明らかに認められるとき。
 - (20) その他当施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、前項(8)及び(9)の場合を除き、宿泊料金の返還は致しかねます。

第8条: 宿泊者の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当施設において次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所及び連絡先。
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、出発日及び出発予定時刻
 - (3) その他当施設が必要と認める事項

第9条: 客室の使用時間

1. 宿泊者が客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までと致します。但し、連続して宿泊する場合には、到着日、出発日及び清掃時間を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 1 時間までは、基本室料金の 10%
 - (2) 超過 3 時間までは、基本室料金の 50%
 - (3) 超過 3 時間以降は、基本室料金の 100%
3. 前 2 項に基づき宿泊者が客室を利用できる時間であっても、当施設は安全及び衛生管理の為、客室に立入り、必要な措置を取ることができるものと致します。

第 10 条:利用規則の遵守

1. 宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第 11 条:料金の支払い

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、次表の通りとなります。

宿泊料金	内訳	詳細
	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金	飲食料金及びその他の利用料金
	税金	消費税

※法定の税金の他、サービス料をお勘定に加算させていただいておりますので、お心付けは辞退させていただきます

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当施設が請求した時、当施設が指定する場所、また方法においてお支払いいただきます。
3. 当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 12 条:当施設の責任

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行により、宿泊者に損害を与えたときは、その損害を宿泊料金の 1 泊分を上限とし賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当する場合は宿泊者の被った損害が填補されない場合がございます。

第 13 条:契約した施設の提供ができないときの取り扱い

1. 当施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊契約は失効するものと致します。但し当施設は、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものと致します。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、下記に掲げる補償料を宿泊者にお支払いをし、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。但し、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

契約解除を通知した日	当日	前日	前々日
補償料%	100%	50%	20%

※%は基本宿泊料金に対する補償料の比率です。

第 14 条:寄託物等の取扱い

1. 当施設は、原則としてチェックイン時の寄託物等の取り扱いを行っておりません。なお、当施設が予め承諾したときに限っての場合においては責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊者が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品等に関して滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。
3. 当施設の客室内に設置されているセーフティーボックスは、その使用方法並びに保管物の管理においても、宿泊者の責任においての利用とします。

第 15 条: 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊者がチェックアウトをしたのちの手荷物又は携行品の保管は、原則として取り扱いを行っておりません。なお、当施設が予め承諾したときに限つての場合においては、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。
2. 当施設が予め申し受けた手荷物又は携行品の預かり期間内に引取りがされないときは、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとしします。
3. 宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて 7 日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

第 16 条: 宿泊者の責任

1. 宿泊者の故意又は重過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 17 条: 客室への入室

1. 清掃やケータリング等当施設のサービスを提供するとき。
2. 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
3. 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。
4. 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。
5. 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当施設が判断したとき。

第 18 条: 客室の清掃

1. 宿泊者が 2 泊連続して同一の客室に宿泊される場合は、当該客室の清掃はいたしません。
2. 宿泊者が 3 泊以上連続して場合には、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも 3 日経過ごとに 1 回以上、客室の清掃を行わせていただくものと致します。又、当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものと致します。
3. 宿泊者は前項の客室清掃について、拒否できないものと致します。

第 19 条: 準拠法及び管轄

1. 当施設と宿泊者との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当施設の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

◆利用規則◆

当施設では、お客様に安全かつ快適にご滞在していただくために、宿泊約款第 10 条に基づき、次の通り利用規則を定めております。この規約に違反したときは、宿泊約款第 7 条により、宿泊契約を解除することがございますので、予めご了承ください。

1. 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 宿泊施設館内及び客室内は暖房用炊事用の火気(付属設備及び貸出品を除く)及びキャンドルなどの使用はなさないでください。
2. 宿泊施設館内及び客室内は全面禁煙となっております(喫煙が発覚した場合、客室クリーニング費用に要する全額を請求致します)。
3. その他火災の原因になるような行為をなさないでください。

2. 客室定員を超えての客室利用は原則禁止致します。

3. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

1. 楽器の使用等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼす行為
2. 次に定める物品等の持ち込み
 - イ. 動物、鳥類等(盲導犬等を除く)
 - ロ. 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - ハ. 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - ニ. 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - ホ. 著しく多量もしくは重量のある物品
 - ヘ. 悪臭を発するもの
 - ト. ゴミ及び客室の衛生を妨げる物品
 - チ. 当施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
 - リ. その他当施設が客室への持ち込みを禁止する物品
3. 公序良俗に反する行為
4. 近隣住民等にチラシ等の広告物を配布する行為 その他近隣住民への迷惑行為。
5. 当施設内の設備及び物品の移動、加工、持ち出し及び用途以外の目的での使用
6. 客室以外での所持品の放置
7. 立ち入り禁止場所への立ち入り(緊急時態又はやむを得ない場合を除く)
8. お風呂場及び脱衣所、洗面所等での染毛・漂白剤の使用
9. 施設内で、許可のない営業上の目的での写真・映像撮影
10. その他当施設内での安全及び衛生管理の妨げになる全ての行為

4. 客室での次に定める行為は固く禁止しております。

1. 営利を目的とした活動及び宿泊を目的としない利用
2. 宿泊者として登録された以外の方の宿泊
3. 客室の壁、窓等に写真ポスター等の貼付、その他宿泊施設の景観、外観を損なう物品等の掲示

5. 当施設は、宿泊者に入れ墨、タトゥー等がある場合には、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあるものとみなし、宿泊約款第 5 条又は第 7 条に基づき、宿泊契約の締結を拒否し、又は解除させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 鍵を紛失した場合は鍵交換に要する費用の全額を請求いたします。

7. 宿泊施設館内設備及び備品等の破損について

1. 宿泊者の故意又は重過失により、宿泊施設館内設備及び備品等の破損があった場合、修繕費用又は新規購入費用の全額を請求致します。

8. 宿泊約款第 17 条により、従業員が客室に入室したり、入室の上物品を移動したりすることがありま

す。現金および貴重品はご自身で管理していただくとともに、移動してはならないものがある場合は事前にお申し出ください。

9. 長期の宿泊契約により賃借権、居住権、借家法に関する権利が発生するものではありません。